

入会のご案内

わが国も、豊かな住生活を目指す「住生活基本法」の制定以来、2009年6月には「長期優良住宅普及促進法」が施行され、良質な住宅・住環境の実現に向けて歩み出しました。

しかし、未だに私たちの住生活は先進諸国にはほど遠く、実効ある住宅施策の充実が望まれるところで。特に、住宅にかかる消費税につきましては、住宅取得者にとって過大な税負担であり、さらに、将来の消費税増税に対する不安が増大しています。今こそ、住宅取得に係る消費税の抜本的見直しが行われねばなりません。

こうした中で、本会は、住宅関連産業界の政治意識を醸成し、住宅業界の発展を図ると共に、国民の「豊かな住生活の実現」のために必要な政治活動を行うことを目的として設立されました。

何卒、本会の趣旨、目的にご賛同いただきまして、ご入会賜りますようお願い申し上げます。

住宅産業振興連盟
会長 樋口武男

目的

本会は、全国の住宅関連産業界の政治意識を醸成し、同業界の発展を図ると共に、国民の「豊かな住生活の実現」のために必要な政治活動を行うことを目的とする。

事業

- ①研究会、講演会等の開催
- ②機関紙、その他印刷物の発行
- ③関係諸団体との連携
- ④その他、本会の目的達成に必要な事業

豊かな住生活を実現するための住宅政策

1. 国の政策の柱に住宅政策を据え、生活大国へ。
2. 住宅・住環境は国民の生活基盤であり、活力と創造の源泉。良質な住宅ストックの構築を。
3. 住宅・まちづくりから新エネルギーを創出し、省資源と地球環境に寄与。
4. 内需の柱としての住宅産業は地方経済に寄与し、我が国の持続的経済成長に貢献。
5. 住宅に係る消費税は、欧米先進国と同様に軽減税率や還付など軽減措置を図るべき。

役員

会長	樋口 武男	大和ハウス工業(株)会長
副会長	阿部 俊則	積水ハウス(株)会長
副会長	竹中 宣雄	ミサワホーム(株)会長
副会長	矢野 龍	住友林業(株)会長
副会長	市川 俊英	三井ホーム(株)社長
副会長	川畑 文俊	旭化成ホームズ(株)社長
副会長	関口 俊一	積水化学工業(株)取締役
会計責任者	沼田 茂	住宅産業振興連盟 会長代理
監事	内山 和哉	積水ハウス(株)常務執行役員
監事	濱 博文	大和ハウス工業(株)上席執行役員

住宅産業振興連盟入会申込書

住宅産業振興連盟の趣旨に賛同し入会します

ご記入日	年 月 日
会費口数	口 円
入会者ご氏名	
ご自宅住所	〒
紹介者名	
勤務先名	
(勤務先に案内を送付する場合は次にご記入下さい。)	
住所	〒
部署名	
お役職名	

〈入会と会費〉

- ・本会の趣旨に賛同される個人はどなたでも入会できます
- ・会費は、年会費1口1,000円からです。
- (例) 2口2,000円 10口10,000円など
- FAX又は郵送にて事務局までご送付ください。

FAX : 03-5369-1868 お問い合わせ : 03-5369-0345
住産連ホームページからも入会できます

2018.7作成

日本の住まいを もっと豊かにするため



あなたの力・支援が 必要です!

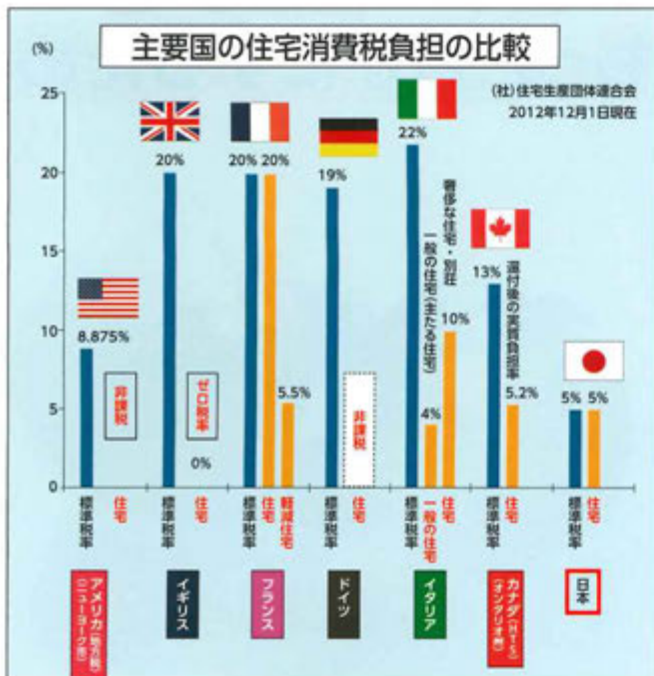
住宅産業振興連盟 (略称住産連)

<http://www.jyusanren.jp>

事務局 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2-6 アーバンビルサカスV 4階
TEL : 03-5369-0345 FAX : 03-5369-1868

豊かな住生活の実現に向けて

安全・安心・快適の住宅・住環境を！！



<住生活基本法 (平成 18 年 6 月 8 日公布・施行)> 基本理念

1. 現在及び将来の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等
2. 住民が誇りと愛着を持つことのできる良好な住環境の形成
3. 民間活力、既存ストックを活用する市場の整備と消費者利益の保護
4. 低額所得者、高齢者、子育て家庭等の居住の安定と確保

【耐震・耐久・省エネで安全・快適な生活】
【豊かさを実感できる住まいとまちなみ】

【バリアフリーで楽々生活】

【可変性確保で簡単なリフォーム】

【税の軽減でゆとりある敷地】

I. 安定的な住宅取得環境の整備

- * 国民生活の基盤である住宅取得が安心して計画的にできるように環境の整備の推進。
- * 消費税率10%の再引上げ及び将来それ以上の税率引上げを考慮して恒久的な負担軽減措置などの要望活動並びに軽減税率の早期導入。
- * 消費税率の再引上げによる住宅市場への負の影響による縮小することのないように、政府に対し万全の対策の実施を要請。

II. 豊かな住生活に向けた税・財政・金融制度の構築

- * 人口減少、高齢化等住宅産業を取り巻く環境の変化を捉えた税制・財政・金融及び法規制の在り方についての調査・検討。
- * 住宅取得時・保有の課税について現状の精査を図り、住宅全般の税制の根本的見直しによる軽減の提案活動。

III. 良質な住宅ストックの整備と既存住宅の活性化

- * 長期優良住宅やZEH(ゼロエネルギーハウス)等の整備促進とそのため建築・税制等の規制・措置の提言・要望活動。
- * 既存住宅の性能品質等を反映できる査定方式や安心R住宅(国交省告示による制度)の普及及び流通市場の拡大活性化の検討。

国	標準税率	住宅の税率等	内容	消費者の負担
アメリカ (ニューヨーク州)	8.875%	非課税	小売売上税で、仕入れ段階での課税がない。最後の小売段階で非課税のため負担はゼロである。	負担無し
イギリス	20%	0%	仕入れ段階では課税されるが、最終の販売時に税率が0%であり、仕入れ段階での課税分を控除できる。	負担無し
フランス	20%	課税又は5.5%	一般の住宅には標準税率が適用されているが、住宅改修や軽減住宅建設(社会住宅等)に軽減税率を活用。	20%又は5.5%
ドイツ	19%	非課税	最終販売段階で非課税であるが、部材等の仕入れ段階での課税分は原価に算入して販売価格に転嫁される。	仕入れ原価に掛る税額を実質負担
イタリア	22%	4%、10%	一般の住宅(主たる住宅)に対しては4%、奢侈な住宅・別荘などは10%の軽減税率が適用される。	一般の住宅は4%
カナダ (オンタリオ州)	13%	課税、還付あり	カナダの場合は、連邦税と州税があり、合計して課税されるが、還付制度による負担軽減措置が取られている。	還付により実質5.2%の負担